

新聞報道のありました、塗料メーカーの不適切行為による日本水道協会品質認証 の不正取得について

当企業団では、当該塗料が使用されている水道管及び資機材の確認、規格認証を行う日本水道協会からの情報収集や管材メーカーへのヒアリングを行いました。なお、現時点での情報及び対応は以下のとおりです。

(1) 不適切行為の内容

- ・ 塗料の規格取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。
- ・ 規格認証品の中に、同規格で指定された以外の原料が使用されているものがある。

(2) 企業団で確認できている事項

- ・ 当該塗料を使用した水道資材が11か所において現在使用されております。
- ・ 当該塗料は、主に水道管及び資機材の外面で使用されており、継手内面の一部分で水道水に接触するものの、その面積は限られています。
- ・ 水道水の安全性については、企業団で実施している定期水質検査において、国が定める水質基準に適合しており、これまで異常は確認されていません。

(3) 企業団の対応

- ・ 水質検査で異常がないことを踏まえ、引き続き水質状況を注視しつつ、水道用水の供給を継続しています。
- ・ 現在、当該塗料を塗布した水道管を使用する工事は実施しておりませんが、今後施工する工事の使用材料は、当該塗料による不適正品は使用しません。

現時点において、水道用水の安定供給や水質に問題は生じておりません。

また、今回の問題につきましては引き続き日本水道協会において調査をしております。今後も情報収集に努め、適切に対応を行ってまいります。